

## 苫小牧市建設工事における特定元方事業者の指名に係る要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注する建設工事において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項の規定により、同一現場で2以上の受注者に工事を発注する場合において、労働災害を防止するための措置を講じる特定元方事業者を指名するに当たり、必要な事項を定める。

### (特定元方事業者の講ずべき措置)

第2条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- (1) 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- (2) 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- (3) 作業場所を巡視すること。
- (4) 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- (5) 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人が労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

### (入札参加者への周知)

第3条 発注者は公示等の時点で、当該発注工事の受注者を特定元方事業者として指名することが明らかな場合は、特記仕様書等にその旨を明示しなければならない。

### (特定元方事業者の指名)

第4条 発注者は、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、特定元方事業者を指名しなければならない場合は、あらかじめその者の同意を得て、特定元方事業者指名通知書（様式1）にて指名を行う。

2 特定元方事業者指名通知書には次の事項を記載するものとする。

- (1) 関係する工事名
- (2) 施工箇所

### (その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

## 附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(様式1)

## 特定元方事業者指名通知書

年 月 日

(請負業者名)

商号名又は名称：

代表者名： 様

苫 小 牧 市 長

下記の工事について、貴職を労働安全衛生法第30条第2項に基づく同条第1項に規定する措置を講ずる者（以下「特定元方事業者」という。）として指名しますので、同法の規定に基づき、特定元方事業者として労働災害防止の適切な対応をお願いします。

なお、工事完了等によりその義務を履行できなくなる場合は、履行できなくなる1週間前までに監督員に報告してください。

### 記

1 工 事 名

2 施 工 箇 所